

令和 年分 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
区分	計の基礎	契約期間	登録場所	支払金額	源泉徴収税額						
				千円	千円						
納税管理人	住所又は居所				氏名						
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①				②						

337

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
区分	計の基礎	契約期間	登録場所	支払金額	源泉徴収税額						
				千円	千円						
納税管理人	住所又は居所				氏名						
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①				②						

337

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
区分	計の基礎	契約期間	登録場所	支払金額	源泉徴収税額						
				千円	千円						
納税管理人	住所又は居所				氏名						
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①				②						

337

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書

支払を受ける者	居所又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
区分	計の基礎	契約期間	登録場所	支払金額	源泉徴収税額						
				千円	千円						
納税管理人	住所又は居所				氏名						
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地										
	氏名又は称	個人番号又は法人番号									
(電話)											
整理欄	①				②						

337

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

## 【非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 1 項第 11 号イ及びロに規定する工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の生産方式及びこれらに準ずるもの又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はこれらの譲渡による対価について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地。）を記載すること。
  - (2) 「区分」の欄には、工業所有権その他の技術に関する権利、生産方式、著作権等についてその種類等に区分して記載すること。
  - (3) 「計算の基礎」の項には、支払金額の計算の基礎となった契約内容等を記載すること。
  - (4) 「契約期間」の項には、その契約期間の始期及び終期を記載すること。
  - (5) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
  - (6) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
  - (7) 租税特別措置法第 41 条の 23 第 3 項の規定により非課税とされるもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
  - (8) 法第 180 条第 1 項若しくは法第 214 条第 1 項又は租税特別措置法第 41 条の 23 第 3 項の規定により所得税の徴収をしなかった場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。